

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉
原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許
可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律に規定する許可の基準への適合について

原規規発第 2401171 号
令和 6 年 1 月 1 7 日
原子力規制委員会

令和 5 年 7 月 2 8 日付け令 0 5 原機（ふ）1 1 3（令和 5 年 1 1 月 1 6 日付
け令 0 5 原機（ふ）2 5 7 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）
第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施設原
子炉設置変更許可申請書に対する法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用す
る法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項各号に規定する許可の基準への適合については
以下のとおりである。

1. 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、
原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協
力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理
を行うという方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウム
は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結してい
る国の許可を有する原子力事業者が平和利用の目的のみに譲り渡すこ
と

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認
められる。

2. 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号から第 5 号

本件申請については、使用済燃料の処分の方法に係る事項以外を変更する
ものではなく、法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する許
可の基準に係る事項に変更はない。